国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則を次のとおり改正する。

現行			改正			備考
別表(第3条関係) 教育課程表			別表(第3条関係) 教育課程表			
研究科共通科目			研究科共通科目			
区分	授業科目	単位数	区分	授業科目	単位数	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
外国人留学生特別 プログラム科目	△外国人留学生特別セミナーI	0. 5	外国人留学生特別 プログラム科目	△外国人留学生特別セミナーI	0.5	
	△外国人留学生特別セミナーII	0.5		△ 外国人留学生特別セミナーII	0. 5	
	△外国人留学生特別セミナーIII	0.5		△ 外国人留学生特別セミナーIII	0.5	
	△外国人留学生特別セミナーIV	0. 5		△外国人留学生特別セミナーIV	0.5	
				△ 外国人留学生特別セミナーV	<u>0. 5</u>	
				△グリーンクリーン食料生産特論	<u>I 0.5</u>	
				△グリーンクリーン食料生産特論!	<u>II 0. 5</u>	
備考			備考	1		
1・2 (略)			1・2 (略)			
3 △印の科目は、	留学生特別プログラム学生の選択	必修科目とし、	3 △印の科目は、 <u>外国人留学生</u> 特別プログラム学生の選択必修科目			
この中から1単位以上修得すること。			とし、この中から <u>2</u> 単位以上修得すること。 <u>このうち、グリーンク</u>			
			リーン食料生産特論 I 及びII については、1 科目 0.5 単位のみ第 3 条第 2 項に規定する単位数に算入することができる。			
(表は省略)			(表は省略)			
(表は省略)			(表は省略)			
(表は省略)			(表は省略)			
(表は省略)			(表は省略)			
(表は省略)			(表は省略)			

附 則(連規則第2号)

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 平成26年9月30日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。